

第2号議案

犬山市都市計画マスタープラン及び緑の基本
計画中間見直しについて（継続審議）

犬山市都市計画課

番号	意見等要旨	対応方針・考え方	資料
土地利用に関する意見			
1	○人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、10年、20年先を見据え、地域の実情や住民ニーズに応じた都市計画上の規制緩和を進めてほしい。 ○特に、暫定用途を解除した地区などでは、土地の売買やドラッグストア・コンビニなどの地域の利便性を高める施設が立地できるように今ある規制に対する緩和をスピード感をもって進めてほしい。	今後想定される人口減少に対して、地域コミュニティを維持していくため、ご意見の内容も踏まえ、以下の記載を追加しました。 ③市街地縁辺部（一般住宅地・専用住宅地・工業地） 「低層の専用住宅地における人口減少や高齢化の進展、空き家や低未利用地の増加などの問題を踏まえ、徒歩圏内の生活利便性を高めるため、生活利便施設の立地を可能とする用途地域への変更など、土地利用の見直しを検討します。」	【資料3】都市マス新旧対照表 p.6 土地利用の方針
交通に関する意見			
2	○観光客の自転車利用の増加を見据え、自転車活用推進計画において、自転車ネットワークの整備をしっかりと進める必要がある。 ○観光客の増加は望ましい一方、生活者にとっては混雑やトラブルなどのデメリットも生じるため、観光と市民生活の両立を重要な視点として都市計画マスタープランに反映してほしい。	ご意見の通り、生活利便性向上や観光業の活性化を見据え、自転車の活用は推進しつつも、徒歩や自動車との共存が必要と考えています。市で策定中の自転車活用推進計画の内容を踏まえ、以下の記載を追加しました。 1 基本的な考え方 「自転車利用を促進するために、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワーク計画を進めます。」 ②歩行者・自転車空間 「日常移動の利便、安全性の確保やサイクルツーリズムの推進に向けて、自転車ネットワーク路線において、自動車と共存した自転車通行空間の整備を進めます。」	【資料3】都市マス新旧対照表 p.8 交通の方針 【資料3】都市マス新旧対照表 p.10 交通の方針
3	○自転車活用推進計画について、計画としては理解できるものの道路が狭く、自転車専用道路の整備や車道・歩道との区分が難しい中で、実際には自転車が歩道を走ったり、自動車や歩行者と混在したりする状況もあるため、難しいのではないかな。	同上	

第1回都市計画審議会の意見対応

市街地整備等に関する意見			
4	○市街地整備等に関して、人口減少の加速や空き家・空き地の増加も大きな課題となっているため、マイナスのイメージを生じさせないよう、適正な管理や具体的な対応策について、より踏み込んで課題を整理してほしい。	市として、検討を進めていく内容と、すでに推進している取組を踏まえ、以下の記載を追加しました。 ①拠点市街地 「拠点の活性化や良好な住宅供給に向けて、機動的かつ柔軟な市街地再整備を民間事業者の動向を踏まえながら検討します。」 ②歴史的市街地（犬山城下町地区） 「犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、規制の合理化による空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取組を進めます。」	【資料3】都市マス新旧対照表 p.11 市街地整備等の方針 【資料3】都市マス新旧対照表 p.11 市街地整備等の方針
都市環境（緑の基本計画）に関する意見			
5	○緑の基本計画について、人口減少や行政の財政状況が厳しい中でも、いかに市民の活動を活発化させ、より良い緑の環境を整えていくかという視点を、今回の見直しの中に取り込んでいただきたい。	いただいた意見に関連して、都市計画マスタープランに以下の記載を追加しました。次回の都市計画審議会でお示しする緑の基本計画の見直し案には、同様の内容を追加する予定です。 「公園緑地が不足している市街地にあっては、子どもや子育て世代などが暮らしやすい環境の確保に向けて、地域のニーズを踏まえながら長期的な視点で公園緑地の設置を検討します。」 また、緑の基本計画の現行計画においても、いただいたご意見と同様の視点で基本理念や方針、施策を記載していますが、市の最新の状況を踏まえ、見直しの必要性を検討します。	【資料3】都市マス新旧対照表 p.12 都市環境の方針 ③都市公園

第1回都市計画審議会の意見対応

6	○緑の基本計画について、街路樹の伐採や維持管理の負担、落枝・落ち葉、鳥害などの問題により、犬山のまちの緑が後退していると感じている。犬山の地域特性に適した街路樹について、専門家の意見も聞きながら改めて樹種を見直す必要がある。 ○緑に関する課題について、現状の問題点を踏まえて、より細分化して整理することで、今後取り組むべき課題や方向性を明確にしてほしい。	いただいたご意見を担当課に共有させていただき、市として今後推進していく取組の方向性も踏まえながら、次回（第3回）の都市計画審議会でお示しする緑の基本計画の見直しの必要性を検討します。（意見8共通）	
7	○「農用地内耕作放棄地の面積」について、耕作放棄地を減らすために、具体的に何かプランとして考えていることがあるか。	いただいたご意見を担当課に確認したところ、下記のとおり回答を得ました。 ・「耕作放棄地の解消については、現在も農業委員会と連携して取り組んでおります。各地区の農業委員及び農地利用最適化推進員が確認した耕作放棄地のうち、解消が見込まれる農地については、各委員から所有者や周辺の耕作者等へ声掛けなどの働きかけを行い、耕作の再開を促しております。」 ・「また、農業委員会の活動を通じて耕作放棄地の解消に取り組む耕作者や、自ら耕作放棄地の解消に取り組む者に対しては、市の荒廃農地等利活用促進事業補助金により農地の再生活動を支援し、耕作放棄地の解消を促進しております。 今後も、耕作放棄地の面積減少に向けてこれらの取組を継続して実施してまいります。」	
8	○鳥害による街路樹への苦情については、鳥が集まる時期が限られており、止まり木となる木が減っていることが原因と考えられるため、今ある街路樹を切るのではなく、公園や緑地に木を増やして鳥の生息場所を確保するなど、緑を増やすことで対策することが必要。	いただいたご意見を担当課に共有させていただき、市として今後推進していく取組の方向性も踏まえながら、次回（第3回）の都市計画審議会でお示しする緑の基本計画の見直しの必要性を検討します。（意見6共通）	

都市防災に関する意見			
9	○立地適正化計画における防災指針について、洪水などの災害リスクの中でも優先すべき事項をある程度絞った内容を具体的な指針として策定した方が良いのではないかな。 ○⑥の課題整理について、「都市に係る数値の変化・推移」が空欄となっているため、必要な数値を補足するなど、表の内容を充実させてほしい。	防災指針では、本市で想定される様々な災害ハザードのうち、近年、激甚化・頻発化している豪雨災害で想定される洪水、土砂災害を中心に分析を行い、それに対応した取組を位置付けています。 課題の再整理、見直し方針についての資料に以下の記載を追加しました。 ・木曽川、郷瀬川、新川の各流域からの洪水による浸水が市街化区域（居住誘導区域）の広い範囲で想定 ・特に木曽川周辺の住宅地で、2階への避難が困難な3m以上の浸水想定 ・犬山市の特性である丘陵地の多い市東部の市街化調整区域では、土砂災害のおそれのある地域が広い範囲で見られる ・犬山城の周辺など市街化区域の一部においても土砂災害のおそれ	【資料2】課題の再整理、見直し方針について ⑥都市防災 都市に係る数値の変化・推移

1 課題の再整理、見直し方針について（第 1 回都市計画審議会資料の修正版 ⑥都市防災 都市に係る数値の変化・推移の追記）

以上の整理を踏まえ、①人口・都市構造、②土地利用、③交通、④市街地整備等、⑤都市環境（緑の基本計画）、⑥都市防災の各視点から、今後特に対応が求められる課題及び新たに顕在化した課題を整理します。あわせて、これらの課題の変化を踏まえた都市計画マスタープランおよび緑の基本計画の見直し方針を、以下に示します。

視点	①人口・都市構	②土地利用	③交通	④市街地整備等	⑤都市環境(緑の基本計画共通)	⑥都市防災
上位・関連計画 の変化	第6次犬山市総合計画後期基本計画の策定					
	国土形成計画の策定					
		市街化調整区域内地区計画運用 指針の改定	愛知県自転車活用推進計画の策 定	市街化調整区域内地区計画運用 指針の改定	都市緑地法の一部改正	犬山市立地適正化計画(防災指針)の 策定
まちづくりの潮 流の変化	官民連携まちづくり	官民連携まちづくり	自転車を活用したまちづくり	・公共施設やインフラの老朽化へ の対応 ・官民連携まちづくり	・環境への負荷が小さいカーボ ンニュートラル都市 ・人と自然が共生するネイチャー ポジティブを実現した都市 ・Well-being が実感できる水 と緑が豊かな都市 ・グリーンインフラの活用	あらゆるリスクに備えるしなやかな 国づくり
都市に係る数値 の変化・推移	・総人口は令和2年から7年にか けて-4.3%と大きく減少、中心 市街地でも大きく減少している 地区がある ・社会動態が減少に転じた ・市街化調整区域の人口につい ても3割程度と高水準で推移 ・集落地等において、スーパー マーケットなどの最寄り品購入の ための都市機能が不足 ・市全域では、買回り品購入店舗 がほとんど見られない	・犬山市外で働く人が多く、特に 卸売業、小売業で労働力が流出 傾向 ・小売吸引力が県内の他市町村 と比較して低く、さらに減少傾 向 ・仕事の都合での転出者が多い	・代表交通手段は、自動車が減少 し、徒歩・二輪車(自転車を含 む)が増加 ・都市計画道路の整備が進捗	・犬山駅西側などにおいて、老朽 建築物の更新が進んでいない	・都市公園徒歩圏外の地域 ・観光客数の増加	・木曽川、郷瀬川、新川の各流域から の洪水による浸水が市街化区域(居 住誘導区域)の広い範囲で想定 ・特に木曽川周辺の住宅地で、2階へ の避難が困難な 3m 以上の浸水想 定 ・犬山市の特性である丘陵地の多い 市東部の市街化調整区域では、土 砂災害のおそれのある地域が広い 範囲で見られる ・犬山城の周辺など市街化区域の一 部においても土砂災害のおそれ
施策の達成度中 間評価	おおむね施策は進捗しており、引き続き取組を進めていく					

基本的課題 (赤字は特に対 応が必要となる 課題) (青字は中間評 価等を踏まえた 新たな課題)	●少子高齢化・人口減少下にお ける持続可能な都市構造の形 成 ●身近な生活圏の構築 ●中心市街地の機能維持・活性 化 ●各地区に点在する拠点機能の 強化 ●既存の集落地などの地域コミ ュニティの活力維持	●戸建てや集合住宅など土地利 用に応じた良好な居住環境の 維持・充実 ●都市のスポンジ化の抑制 ●鉄道駅や幹線道路沿道のパテ ンシャルを活かした商業集積 の強化 ●工業集積が進む工業用地の操 業環境の維持・充実 ●新たな産業立地の促進	●快適に移動できる持続可能な 公共交通ネットワークの構築 ●交通結節機能の強化 ●環境負荷の少ない都市の構築 ●広域連携・地域間連携を促進 する道路網整備 ●需要増加に対応した便利で安 全な歩行者・自転車利用空間 の形成	●定住を促進する暮らしやすい 市街地の整備 ●郊外集落・住宅団地における 都市基盤の維持改善 ●市街化区域における密集市街 地や狭あい道路の解消 ●空き家・空き地の適正な管理 や利活用	●自然との共生と低炭素・循環 型社会の形成 ●公園緑地の保全・活用 ●歴史文化資源の保全・活用 ●ランドマークとなる景観形成 ●地域特性を生かした景観形成 ●樹木の高木化・老木化による 安全性の確保 ●都市公園等の魅力向上	●市街地などの防災性向上・安全性 確保 ●想定される災害に対応した地域の 避難体制の強化
見直し方針	・集落地等における生活利便性 を確保するための土地利用方 策の検討	・にぎわいの創出や職住近接の 実現に向けた、幹線道路沿道な どにおける多世代が利用、就業 できる商業機能の立地促進	・自家用車に頼りすぎることがな く生活できる都市構造の実現 および観光資源を活かしたさら なる来訪者増加に向けた、自転 車ネットワークの形成	・中心市街地や各拠点の活性化 に向けた、市街地の再整備手 法、土地利用推進方策の検討 ・定住促進、生活利便性向上に向 けた、新たな住居系・商業系市 街地整備の検討	・民間活力の導入に加え、公園や 地域の特性を生かした多様な利 活用手法の検討	・市街地における防災性の確保策の 位置づけ

都市計画マスタープランの見直し案について（新旧対照表）※見直し箇所は赤字

見直し案
②産業（商業・工業）用地 ・都市の活力向上と雇用の創出、生活利便性の向上による定住人口の増加を目指し、広域的な交通利便性を活かした企業誘致、商業施設誘致を進めるため、新たに必要となる産業用地の規模を設定します。 ・過去の市内総生産（年成長率）の実績値等により、産業用地として拡大が必要と見込まれる規模は、約 40ha となります。
I. 将来（2040 年）の市内総生産を推計 a. 2040 年市内総生産 348,667 百万円 ※2018 年市内総生産 306,997 百万円に市内総生産の年成長率 0.7%（過去 20 年間の平均値）を乗じることで推計 ※市内総生産は、農林水産業、鉱業、公務、教育、保健衛生・社会事業及びその他のサービスは除いた額を対象 ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえるため、「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望」三菱総合研究所（2021 年 8 月 17 日）を参照して、2019 年度-0.5% 2020 年度-4.5% 2021 年度+3.2% 2022 年度+2.7%と設定
II. 2040 年敷地当たり市内総生産を推計し、必要となる商業用地及び工業用地面積を算出 a. 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha ※2040 年敷地当たり市内総生産は、過去の実績値からのトレンド（2003 年、2007 年、2013 年、2018 年の敷地当たり市内総生産）から近似式により推計 b. 2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 約 290ha ※2040 年市内総生産 348,667 百万円÷2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha＝291ha
III. 2040 年に拡大が必要と見込まれる産業用地の規模を算出 a. 商業用地及び工業用地面積に対する産業用地（工業専用地域内の工業用地及び 1 ha 以上の商業施設用地）の割合 57.5%（2018 年） b. 2040 年に必要な産業用地面積 約 170ha ※2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 291ha×産業用地の割合 57.5%＝167ha c. 拡大が必要と見込まれる産業用地 約 30ha⇒道路などの公共用地を含めると約 40ha ※2040 年に必要な産業用地面積から 2018 年産業用地面積を差し引くこと（2040 年に必要な産業用地面積 167ha -2018 年産業用地面積 138.69ha＝28ha）により算出 ※県内産業用地の事例の平均により平均有効宅地率を 71.0%と設定（拡大が必要と見込まれる産業用地 28ha÷有効宅地率 0.71＝39ha）
全体構想 51

現行計画
②産業用地 ・都市の活力向上と雇用の創出による定住人口の増加を目指し、広域的な交通利便性を活かした企業誘致を進めるため、新たに必要となる産業用地の規模を設定します。 ・過去の市内総生産（年成長率）の実績値等により、産業用地として拡大が必要と見込まれる規模は、約 40ha となります。
I. 将来（2040 年）の市内総生産を推計 a. 2040 年市内総生産 348,667 百万円 ※2018 年市内総生産 306,997 百万円に市内総生産の年成長率 0.7%（過去 20 年間の平均値）を乗じることで推計 ※市内総生産は、農林水産業、鉱業、公務、教育、保健衛生・社会事業及びその他のサービスは除いた額を対象 ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえるため、「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望」三菱総合研究所（2021 年 8 月 17 日）を参照して、2019 年度-0.5% 2020 年度-4.5% 2021 年度+3.2% 2022 年度+2.7%と設定
II. 2040 年敷地当たり市内総生産を推計し、必要となる商業用地及び工業用地面積を算出 a. 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha ※2040 年敷地当たり市内総生産は、過去の実績値からのトレンド（2003 年、2007 年、2013 年、2018 年の敷地当たり市内総生産）から近似式により推計 b. 2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 約 290ha ※2040 年市内総生産 348,667 百万円÷2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha＝291ha
III. 2040 年に拡大が必要と見込まれる産業用地の規模を算出 a. 商業用地及び工業用地面積に対する産業用地（工業専用地域内の工業用地及び 1 ha 以上の商業施設用地）の割合 57.5%（2018 年） b. 2040 年に必要な産業用地面積 約 170ha ※2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 291ha×産業用地の割合 57.5%＝167ha c. 拡大が必要と見込まれる産業用地 約 30ha⇒道路などの公共用地を含めると約 40ha ※2040 年に必要な産業用地面積から 2018 年産業用地面積を差し引くこと（2040 年に必要な産業用地面積 167ha -2018 年産業用地面積 138.69ha＝28ha）により算出 ※県内産業用地の事例の平均により平均有効宅地率を 71.0%と設定（拡大が必要と見込まれる産業用地 28ha÷有効宅地率 0.71＝39ha）
全体構想 48

3 都市構造の形成方針

1) 拠点

拠点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。

■表 拠点の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	都市拠点 (犬山地区)	●犬山の中心市街地で多様なサービスが提供される機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点 ●鉄道を中心に多くの市民や来訪者が利用する犬山駅があり、犬山城下町の玄関口となっている
	都市拠点 (橋爪・五郎丸地区)	●国道 41 号を中心に交通利便性に優れ、総合病院と商業施設が集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区を中心とする拠点 ●市内に不足している商業施設用地や新たな住宅機能の受け皿となる住宅用地を含む都市的な土地利用への転換や新たな鉄道駅設置の可能性を検討するエリアがある
	地区拠点	●都市拠点以外で市内にある市街化区域の中心地であり、都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅、楽田駅を中心とする拠点
	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点
	コミュニティ拠点	●中山間部やその周辺にある集落の中心地区であり、生活に密着したコミュニティを維持する拠点

2) 軸（ネットワーク）

軸は、公共交通網などネットワークの状況を踏まえ、次のように分類します。

■表 軸の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	鉄道軸	●名鉄犬山線、名鉄小牧線、名鉄広見線の3路線において、広域的に市民、来訪者の移動を支える ●鉄道駅を中心としたネットワークを形成し、利便性の確保と環境負荷の低減を図る
	公共交通軸	●鉄道駅や各拠点間を繋ぎ市民の生活を支える ●公共交通網による生活利便性の維持・向上を図る
	幹線道路軸	●物流など自動車による広域的な移動を支える ●都市計画道路を中心に道路ネットワークの形成を図る
	河川軸	●木曽川をはじめとする河川により、市民の自然とのふれあいやレクリエーション活動を支える ●散策や観光ができるなど、良好な河川空間の整備を図る

3 都市構造の形成方針

1) 拠点

拠点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。

■表 拠点の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	都市拠点 (犬山地区)	●犬山の中心市街地で多様なサービスが提供される機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点 ●鉄道を中心に多くの市民や来訪者が利用する犬山駅があり、犬山城下町の玄関口となっている
	都市拠点 (橋爪・五郎丸地区)	●国道 41 号を中心に交通利便性に優れ、総合病院と商業施設が集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区を中心とする拠点 ●都市的な土地利用の転換や新たな鉄道駅設置の可能性を検討するエリアがあり、道の駅など交流施設を設置する計画がある
	地区拠点	●都市拠点以外で市内にある市街化区域の中心地であり、都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅、楽田駅を中心とする拠点
	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点
	コミュニティ拠点	●中山間部やその周辺にある集落の中心地区であり、生活に密着したコミュニティを維持する拠点

2) 軸（ネットワーク）

軸は、公共交通網などネットワークの状況を踏まえ、次のように分類します。

■表 軸の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	鉄道軸	●名鉄犬山線、名鉄小牧線、名鉄広見線の3路線において、広域的に市民、来訪者の移動を支える ●鉄道駅を中心としたネットワークを形成し、利便性の確保と環境負荷の低減を図る
	公共交通軸	●鉄道駅や各拠点間を繋ぎ市民の生活を支える ●公共交通網による生活利便性の維持・向上を図る
	幹線道路軸	●物流など自動車による広域的な移動を支える ●都市計画道路を中心に道路ネットワークの形成を図る
	河川軸	●木曽川をはじめとする河川により、市民の自然とのふれあいやレクリエーション活動を支える ●散策や観光ができるなど、良好な河川空間の整備を図る

3) ゾーニング（エリア）

ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。

■表 ゾーニングの分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	住居系市街地ゾーン	●市街化区域にある既存の住宅地や商業業務地、市街化調整区域の鉄道駅周辺にある住宅地のほか大規模な集落地等がある区域 ●戸建てを中心とした良好な居住環境を形成しつつ、マンションなどの集合住宅の立地、商業機能の維持・活性化により定住人口の維持を図る
	歴史文化ゾーン	●歴史的な町並みが残る城下町周辺の区域 ●犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化や歴史的な町並みが一体となった歴史的風致の維持・向上を図る
	工業系市街地ゾーン	●既存の工場等が集積する区域 ●工場等の操業環境の維持・強化や周辺環境との調和を図る
	田園・集落ゾーン	●平地部や中山間部の周辺にまとまって広がる農地、その周辺に点在する中小規模の集落地等がある区域 ●都市的土地利用との調整を図りながら、適切に農地の保全を図る
	森林・里山ゾーン	●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	市外駅近エリア	●市外にある鉄道駅が市域に近接（概ね徒歩圏内に位置）し、交通利便性等を享受する区域を市外駅近エリアに設定 ●準地区拠点の周辺エリアと同等の位置づけとして定住人口の維持を図る
	新市街地検討エリア	●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する ●既存の住居系市街地における商業施設の不足を補うとともに、新たな住居系市街地の買い物需要に対応するため、広域交通の利便性が高い幹線道路沿道などにおいて、商業施設用地を中心とした新市街地の形成を検討する
	産業集積誘導エリア	●広域的な交通利便性に優れる幹線道路沿道の地区において産業集積誘導エリアを設定 ●産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けた新たな産業集積を誘導する

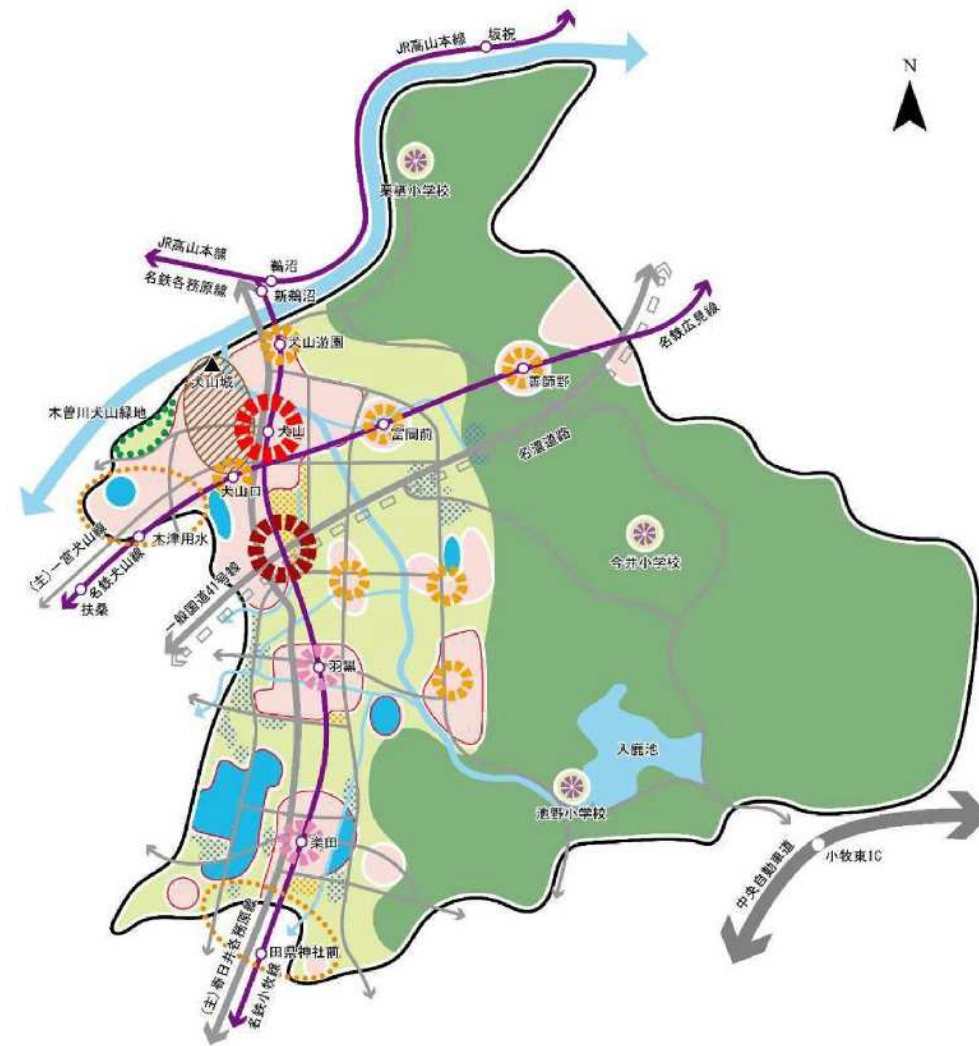
3) ゾーニング（エリア）

ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。

■表 ゾーニングの分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	住居系市街地ゾーン	●市街化区域にある既存の住宅地や商業業務地、市街化調整区域の鉄道駅周辺にある住宅地のほか大規模な集落地等がある区域 ●戸建てを中心とした良好な居住環境を形成しつつ、マンションなどの集合住宅の立地、商業機能の維持・活性化により定住人口の維持を図る
	歴史文化ゾーン	●歴史的な町並みが残る城下町周辺の区域 ●犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化や歴史的な町並みが一体となった歴史的風致の維持・向上を図る
	工業系市街地ゾーン	●既存の工場等が集積する区域 ●工場等の操業環境の維持・強化や周辺環境との調和を図る
	田園・集落ゾーン	●平地部や中山間部の周辺にまとまって広がる農地、その周辺に点在する中小規模の集落地等がある区域 ●都市的土地利用との調整を図りながら、適切に農地の保全を図る
	森林・里山ゾーン	●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	市外駅近エリア	●市外にある鉄道駅が市域に近接（概ね徒歩圏内に位置）し、交通利便性等を享受する区域を市外駅近エリアに設定 ●準地区拠点の周辺エリアと同等の位置づけとして定住人口の維持を図る
	新市街地検討エリア	●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する
	産業集積誘導エリア	●広域的な交通利便性に優れる幹線道路沿道の地区において産業集積誘導エリアを設定 ●産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けた新たな産業集積を誘導する

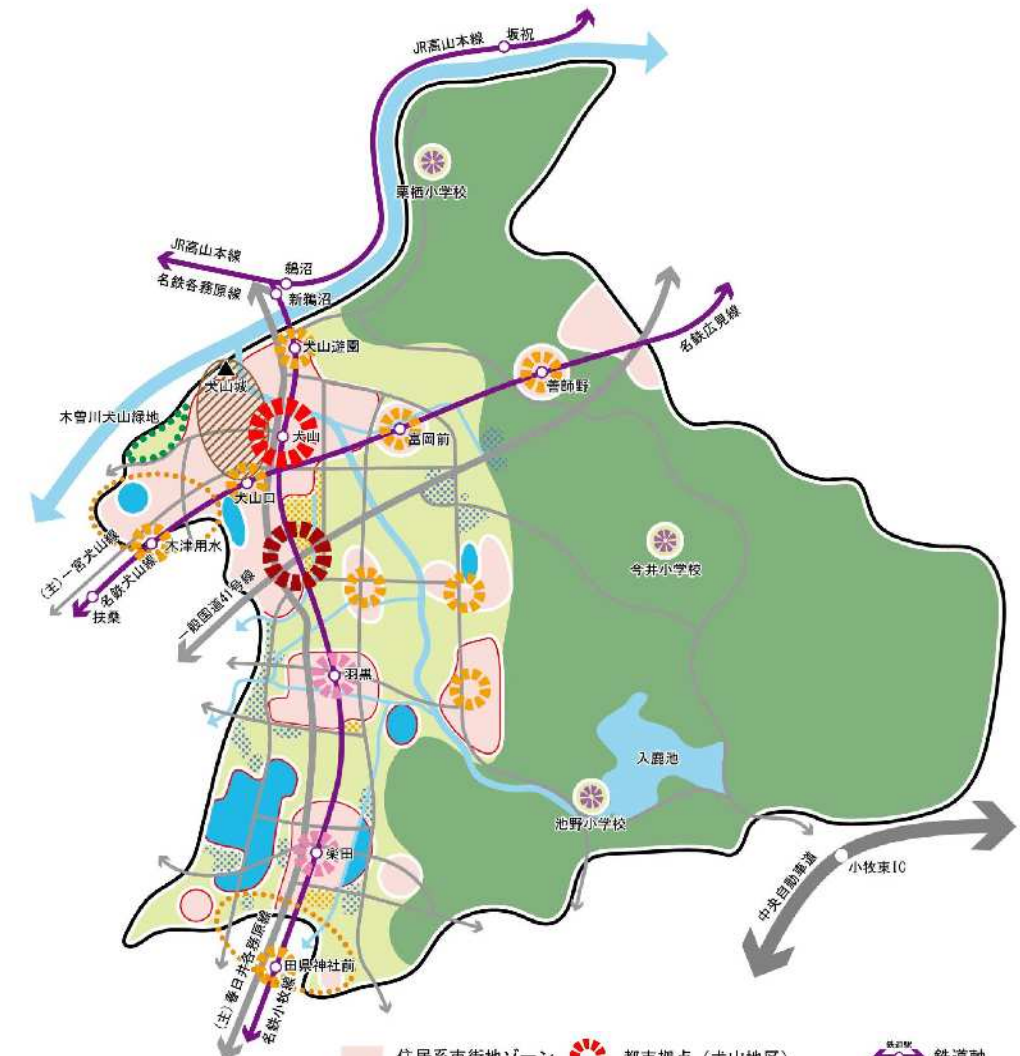
見直し案



- | | | |
|-----------|-----------------|-------------|
| 住居系市街地ゾーン | 都市拠点 (犬山地区) | 鉄道軸 |
| 歴史文化ゾーン | 都市拠点 (橋爪・五郎丸地区) | 幹線道路軸 |
| 工業系市街地ゾーン | 地区拠点 | 高規格道路 (調査中) |
| 田園・集落ゾーン | 準地区拠点 | 高速道路 |
| 森林・里山ゾーン | コミュニティ拠点 | 河川軸 |
| 緑地 | | 市街化区域 |
| 市外駅近エリア | | |
| 新市街地検討エリア | | |
| 産業集積誘導エリア | | |

■図 将来都市構造図 (拠点・ゾーン (エリア))

現行計画



- | | | |
|-----------|-----------------|-------|
| 住居系市街地ゾーン | 都市拠点 (犬山地区) | 鉄道軸 |
| 歴史文化ゾーン | 都市拠点 (橋爪・五郎丸地区) | 幹線道路軸 |
| 工業系市街地ゾーン | 地区拠点 | 高速道路 |
| 田園・集落ゾーン | 準地区拠点 | 河川軸 |
| 森林・里山ゾーン | コミュニティ拠点 | 市街化区域 |
| 緑地 | | |
| 市外駅近エリア | | |
| 新市街地検討エリア | | |
| 産業集積誘導エリア | | |

■図 将来都市構造図 (拠点・ゾーン (エリア))

見直し案	現行計画
①中心市街地（商業業務地・複合住宅地） ・都市活動の中心となる都市拠点では、市民のみならず来訪者もその利便性を享受できるよう多様で魅力ある商業・業務施設や文化・交流施設など都市機能の複合化を進めるとともに、これらと調和した居住機能の導入を図るため、都市的低未利用地の利活用や規制の合理化による空き家の建替え促進などの対策を講じながら、高密度で賑わいのある良質な都市型の土地利用を維持・誘導します。 ・犬山城下町地区や内田地区の木曾川河畔では、居住環境と商業、観光・交流施設等が共存する商業業務地及び複合住宅地として、町並みとの調和や来訪者の増加に配慮しながら、まちの魅力を高める土地利用を維持・誘導するとともに、良好な町並み景観を形成します。 ②周辺市街地（複合住宅地・一般住宅地） ・都市拠点や地区拠点の周辺市街地は、鉄道などの交通利便性を活かし、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、戸建てや集合住宅などの居住機能の導入と、日常生活を支える医療、商業等の生活サービス施設などの立地を主体とした土地利用を維持・誘導します。 ・住宅地と商業施設や工業等が介在する複合住宅地は、居住環境と営業・操業環境との調和、環境の悪化防止を図り、現状の土地利用を維持しつつ、土地利用の主体が大きく変化する可能性があるなど長期的な視点で見直しの必要性を検討します。 ・主要な幹線道路沿道については、沿道にふさわしい商業施設等の立地により利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。 ・古くから形成されてきた市街地の一般住宅地では、生活道路などの都市基盤の充実を図り、歩いて暮らせる快適で安全な居住環境の確保に努めます。 ③市街地縁辺部（一般住宅地・専用住宅地・工業地） ・市街地縁辺の住宅地では、戸建てを中心とした良好な居住環境を維持しつつ、都市基盤が不十分な地域においては、個々の建て替えや土地利用の機会をとらえた基盤整備を推進し、新たな定住人口の受け皿としての土地利用を誘導します。低層の専用住宅地における人口減少や高齢化の進展、空き家や低未利用地の増加などの問題を踏まえ、徒歩圏内の生活利便性を高めるため、生活利便施設の立地を可能とする用途地域への変更など、土地利用の見直しを検討します。 ・都市の活力を支える工業地では、周辺環境に配慮しつつ、既存機能の充実・拡大、さらなる集積を図り、工業地としての土地利用を維持します。 ④集落地等（市街化調整区域） ・集落地等においては、無秩序に分散した居住を防ぐとともに、鉄道駅など既存ストックを活かした土地利用や優良田園住宅制度の活用による自然環境や農地等と調和した土地利用など定住人口や地域コミュニティを維持するための秩序ある土地利用を維持・誘導します。 ・比較的都市基盤が整備された住宅団地については、地区計画など地域づくりのルールにより良好な居住環境を確保します。	①中心市街地（商業業務地・複合住宅地） ・都市活動の中心となる都市拠点では、市民のみならず来訪者もその利便性を享受できるよう多様で魅力ある商業・業務施設や文化・交流施設など都市機能の複合化を進めるとともに、これらと調和した居住機能の導入を図るため、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、高密度で賑わいのある良質な都市型の土地利用を維持・誘導します。 ・犬山城下町地区や内田地区の木曾川河畔では、居住環境と商業、観光・交流施設等が共存する商業業務地及び複合住宅地として、町並みとの調和や来訪者の増加に配慮しながら、まちの魅力を高める土地利用を維持・誘導するとともに、良好な町並み景観を形成します。 ②周辺市街地（複合住宅地・一般住宅地） ・都市拠点や地区拠点の周辺市街地は、鉄道などの交通利便性を活かし、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、戸建てや集合住宅などの居住機能の導入と、日常生活を支える医療、商業等の生活サービス施設などの立地を主体とした土地利用を維持・誘導します。 ・住宅地と商業施設や工業等が介在する複合住宅地は、居住環境と営業・操業環境との調和、環境の悪化防止を図り、現状の土地利用を維持しつつ、土地利用の主体が大きく変化する可能性があるなど長期的な視点で見直しの必要性を検討します。 ・主要な幹線道路沿道については、沿道にふさわしい商業施設等の立地により利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。 ・古くから形成されてきた市街地の一般住宅地では、生活道路などの都市基盤の充実を図り、歩いて暮らせる快適で安全な居住環境の確保に努めます。 ③市街地縁辺部（一般住宅地・専用住宅地・工業地） ・市街地縁辺の住宅地では、戸建てを中心とした良好な居住環境を維持しつつ、都市基盤が不十分な地域においては、個々の建て替えや土地利用の機会をとらえた基盤整備を推進し、新たな定住人口の受け皿としての土地利用を誘導します。 ・都市の活力を支える工業地では、周辺環境に配慮しつつ、既存機能の充実・拡大、さらなる集積を図り、工業地としての土地利用を維持します。 ④集落地等（市街化調整区域） ・集落地等においては、無秩序に分散した居住を防ぐとともに、鉄道駅など既存ストックを活かした土地利用や優良田園住宅制度の活用による自然環境や農地等と調和した土地利用など定住人口や地域コミュニティを維持するための秩序ある土地利用を維持・誘導します。 ・比較的都市基盤が整備された住宅団地については、地区計画など地域づくりのルールにより良好な居住環境を確保します。 ⑤農地等（市街化区域・市街化調整区域） ・生産緑地地区は都市の貴重なオープンスペースであり、良好な都市農地として保全します。 ・面的にまとまりのある農用地は、農業生産の基盤であり、防災や景観など多面的な役割を担うことから、鉄道駅や幹線道路沿いなど既存ストックを活かした都市的土地利用との調整に留意しながら、現状の維持・保全を基本に秩序ある土地利用を図ります。

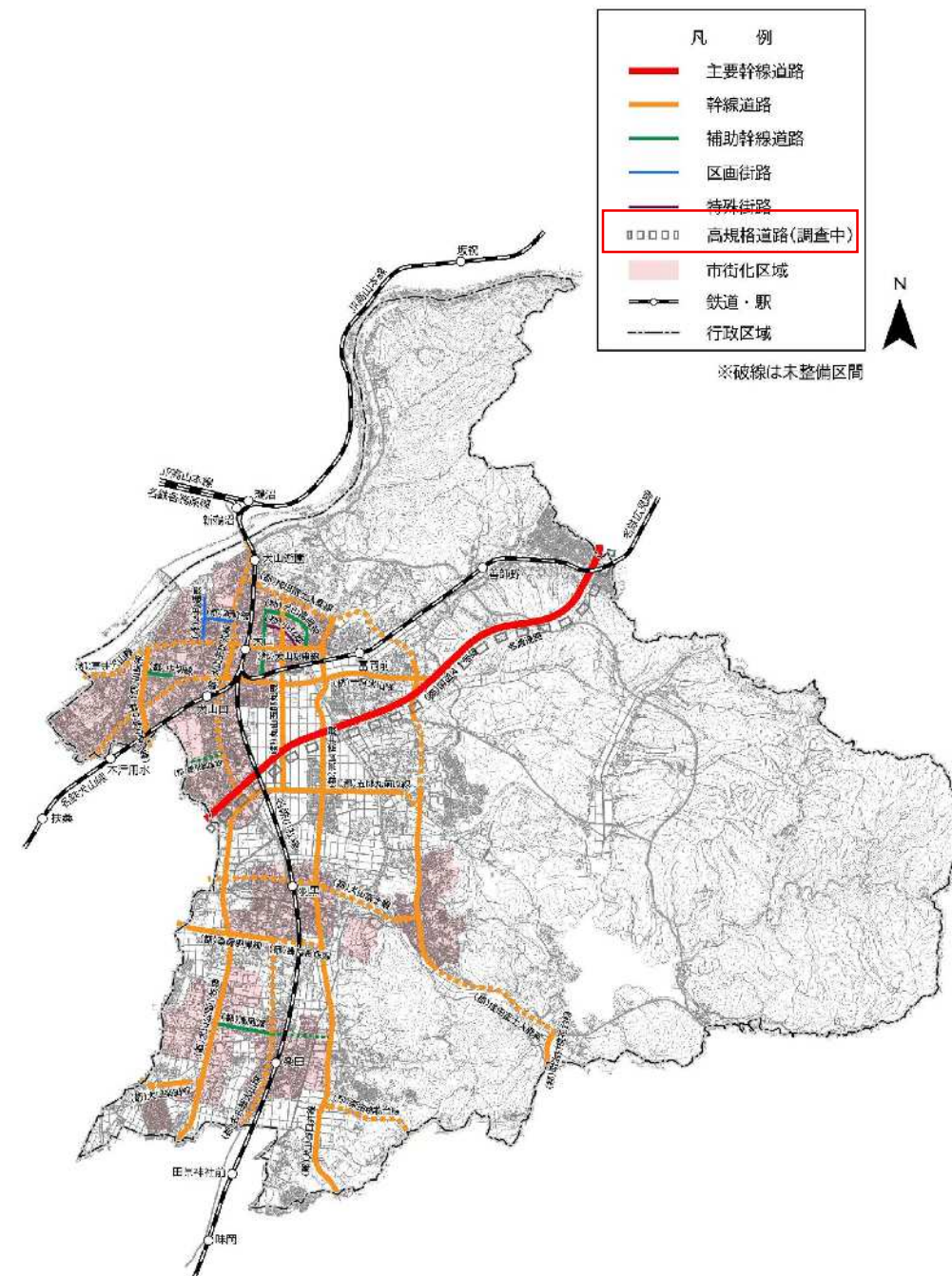
見直し案
⑤農地等（市街化区域・市街化調整区域） ・生産緑地地区は都市の貴重なオープンスペースであり、良好な都市農地として保全します。 ・面的にまとまりのある農用地は、農業生産の基盤であり、防災や景観など多面的な役割を担うことから、鉄道駅や幹線道路沿いなど既存ストックを活かした都市的土地利用との調整に留意しながら、現状の維持・保全を基本に秩序ある土地利用を図ります。 ⑥森林等（市街化調整区域） ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池周辺を含む飛騨木曽川国定公園（自然公園）区域内にある森林は、豊かな自然環境と景観の保全の観点から現在の土地利用の維持に努めます。 ・里山にある健康・福祉施設や自然・環境学習施設、観光施設については、現状機能の維持を図りつつ、自然や観光資源を活かした施設の立地など周辺環境と調和した土地利用を誘導します。 ⑦市外駅近エリア（市街化区域・市街化調整区域） ・市外にある鉄道駅（木津用水駅及び田県神社前駅）に近接する市域では、鉄道駅周辺における医療、商業等の生活サービス施設など都市機能や市境を超えた生活交通の利便性を享受できる地域として、都市機能の確保や公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。 ・市街化調整区域においては、既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。 ⑧新市街地検討エリア（市街化調整区域） ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。 ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。 ⑨産業集積誘導エリア（市街化調整区域） ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。 ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、新たな産業用地の形成を図ります。産業用地の形成に当たっては、条例等に基づく開発許可による地域振興に寄与する工場・研究所等の立地や、地区計画制度により、工場・研究所・物流施設等の立地を誘導します。
全体構想 61

現行計画
⑥森林等（市街化調整区域） ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池周辺を含む飛騨木曽川国定公園（自然公園）区域内にある森林は、豊かな自然環境と景観の保全の観点から現在の土地利用の維持に努めます。 ・里山にある健康・福祉施設や自然・環境学習施設、観光施設については、現状機能の維持を図りつつ、自然や観光資源を活かした施設の立地など周辺環境と調和した土地利用を誘導します。 ⑦市外駅近エリア（市街化区域・市街化調整区域） ・市外にある鉄道駅（木津用水駅及び田県神社前駅）に近接する市域では、鉄道駅周辺における医療、商業等の生活サービス施設など都市機能や市境を超えた生活交通の利便性を享受できる地域として、都市機能の確保や公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。 ・市街化調整区域においては、既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。 ⑧新市街地検討エリア（市街化調整区域） ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。 ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、道の駅など交流施設の設置や新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。 ⑨産業集積誘導エリア（市街化調整区域） ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。 ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、条例等に基づく開発許可や地区計画制度の活用などによる地域振興に寄与する工場、研究所等の施設が立地する新たな産業用地の形成を図ります。
全体構想 58

見直し案
2 交通 1) 基本的な考え方 日常生活において、自家用車に頼るのではなく公共交通が利用できるよう、既存の鉄道駅やバス路線などを活かした基幹的な公共交通の充実や需要の創出を図り、地域特性に応じた生活交通の確保を進めます。 産業の誘致による新たなまちづくりや居住誘導を図るエリアへの集約に繋げる道路交通ネットワークの整備を進めます。 また、防災やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤、歩行空間の確保を進めるとともに、自転車利用を促進するために、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワーク計画を進めます。 2) 整備方針 ①道路 ●都市活動を支える道路の整備 ・周辺都市を結ぶ自動車交通や通過交通の広域的かつ円滑な交通体系を構築するため、国等に対して高規格道路名濃道路の整備推進を働きかけます。 ・隣接都市や拠点間の交通の円滑化を図る道路ネットワークを形成するため、(都)成田富士入鹿線をはじめ幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を引き続き県に働きかけます。 ・地域の骨格を形成する道路は、鉄道駅や沿道の土地利用との調整を図りつつ、地域内の安全性の確保とアクセス性を向上させるため、(都)蟬屋長塚線をはじめとした幹線道路やこれらを補完する補助幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を推進します。 ●安心・安全な道路の整備 ・都市計画道路を中心に幹線となる道路の整備を推進し、円滑な交通体系の構築を図ることで、生活道路への通過交通を抑制します。 ・子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に歩ける歩行空間を確保するため、交通事故の危険箇所や地元要望等を把握し、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や啓発活動の充実等により、交通安全意識の高揚に努めます。 ・通学路における子どもの安全確保については、犬山市通学路交通安全プログラムを通じた交通安全施設の設置のほか、カラー塗装による路面表示など速度抑制の取り組みを推進します。 ・生活道路の整備については、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など、防災面や地元要望等を考慮して順次整備を進めます。 ●必要性和実現性を考慮した都市計画道路の見直し ・都市計画道路は長期的な視点や優先度を考慮しながら順次整備が進められているものの、長期未整備となっている路線については、愛知県都市計画道路の見直し方針を踏まえつつ、都市計画道路の必要性や実現性を考慮した機能変更等の見直しを検討します。
全体構想 63

現行計画
2 交通 1) 基本的な考え方 日常生活において、自家用車に頼るのではなく公共交通が利用できるよう、既存の鉄道駅やバス路線などを活かした基幹的な公共交通の充実や需要の創出を図り、地域特性に応じた生活交通の確保と、居住誘導を図るエリアへの集約を促すための道路交通ネットワークの整備を進めます。 また、防災やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤、歩行空間の確保を進めるとともに、自転車利用を促進するための自転車ネットワークのあり方を検討します。 2) 整備方針 ①道路 ●都市活動を支える道路の整備 ・周辺都市を結ぶ自動車交通や通過交通の広域的かつ円滑な交通体系を構築するため、国等に対して、主要幹線道路である(都)国道 41 号線の6車線化の整備促進や、地域高規格道路名濃道路（自動車専用道路）の計画策定を働きかけます。 ・隣接都市や拠点間の交通の円滑化を図る道路ネットワークを形成するため、(都)成田富士入鹿線をはじめ幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を引き続き県に働きかけます。 ・地域の骨格を形成する道路は、鉄道駅や沿道の土地利用との調整を図りつつ、地域内の安全性の確保とアクセス性を向上させるため、(都)蟬屋長塚線をはじめとした幹線道路やこれらを補完する補助幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を推進します。 ●安心・安全な道路の整備 ・都市計画道路を中心に幹線となる道路の整備を推進し、円滑な交通体系の構築を図ることで、生活道路への通過交通を抑制します。 ・子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に歩ける歩行空間を確保するため、交通事故の危険箇所や地元要望等を把握し、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や啓発活動の充実等により、交通安全意識の高揚に努めます。 ・通学路における子どもの安全確保については、犬山市通学路交通安全プログラムを通じた交通安全施設の設置のほか、カラー塗装による路面表示など速度抑制の取り組みを推進します。 ・生活道路の整備については、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など、防災面や地元要望等を考慮して順次整備を進めます。 ●必要性和実現性を考慮した都市計画道路の見直し ・都市計画道路は長期的な視点や優先度を考慮しながら順次整備が進められているものの、長期未整備となっている路線については、愛知県都市計画道路の見直し方針を踏まえつつ、都市計画道路の必要性や実現性を考慮した機能変更等の見直しを検討します。
全体構想 60

見直し案

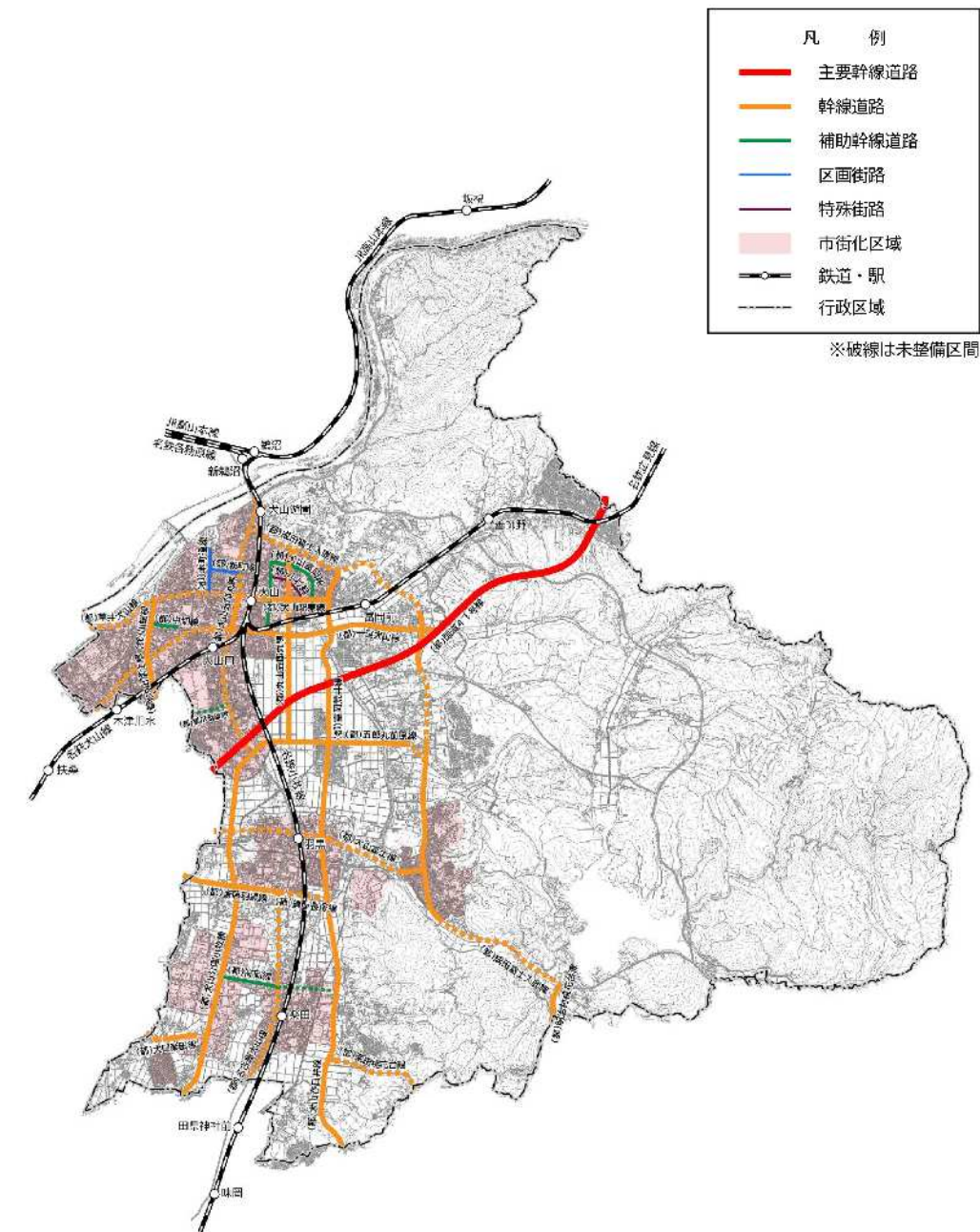


■図 道路の配置及び整備方針図

(資料：犬山市)

全体構想 64

現行計画



■図 道路の配置及び整備方針図

(資料：犬山市)

全体構想 61

見直し案
②歩行者・自転車空間 ・歩いて暮らせる市街地の形成に向けて、中心市街地や拠点間を結ぶ道路については、安全で快適な歩行者空間を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を検討します。 また、日常移動の利便、安全性の確保やサイクルツーリズムの推進に向けて、自転車ネットワーク路線において、自動車と共存した自転車通行空間の整備を進めます。 ・犬山城下町地区においては、歴史的な町並みや木曾川沿いの魅力をより一層高めるとともに、犬山駅から城下町、犬山城、木曾川河畔、犬山遊園駅までの回遊性を高めるような魅力的なルートの形成により、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな地区を目指します。また、「その場の価値」を伝えることができる案内看板（サイン）の設置など犬山市観光戦略に基づく整備や仕掛けづくりを進めることで、城下町地区と木曾川沿い地域とのつながりを強化し、一層の交流を促進します。 ・里山や水辺空間など豊かな自然環境を活かし、多様な交流・賑わいを創出するため、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道、自然歩道を活用したネットワークの形成を促進します。 ③公共交通等 ●鉄道 ・鉄道駅周辺における都市機能の集積や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、鉄道の利用を促進します。 ・名鉄小牧線の全線複線化など輸送機能の強化、サービスの向上を図るため、関係機関への働きかけを行います。また、都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区では、新たな鉄道駅設置の可能性を引き続き検討します。 ●バス等 ・市民生活の利便性向上や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、交通事業者や住民などの地域の関係者と連携を図りながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」の策定を行い、市民や来訪者のニーズに配慮した鉄道やバス、タクシー等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。 ●駅前広場・駐車場等 ・公共交通機関や自転車の利用促進と利便性の向上を図るため、駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。 ・犬山駅では、駅西広場の整備やホテルの開業に伴う交流機能の向上や、駅東のからくり広場の利活用によって更なる賑わいの創出を図ります。 ・犬山遊園駅では、ホテルの開業による新たな賑わいの創出が見込まれるため、案内看板などわかりやすいサインを配置するとともに、木曾川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成を検討します。 ・犬山口駅、羽黒駅及び楽田駅では、駅前広場の利便性向上や利活用について引き続き検討を進めます。 ・犬山城下町地区では、駐車場への適切な案内・誘導により地区内への自動車の過度な進入の抑制を図ります。

現行計画
②歩行者・自転車空間 ・歩いて暮らせる市街地の形成に向けて、中心市街地や拠点間を結ぶ道路については、安全で快適な歩行者・自転車空間を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を検討するとともに、自転車ネットワークのあり方について検討を進めます。 ・犬山城下町地区においては、歴史的な町並みや木曾川沿いの魅力をより一層高めるとともに、犬山駅から城下町、犬山城、木曾川河畔、犬山遊園駅までの回遊性を高めるような魅力的なルートの形成により、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな地区を目指します。また、「その場の価値」を伝えることができる案内看板（サイン）の設置など犬山市観光戦略に基づく整備や仕掛けづくりを進めることで、城下町地区と木曾川沿い地域とのつながりを強化し、一層の交流を促進します。 ・里山や水辺空間など豊かな自然環境を活かし、多様な交流・賑わいを創出するため、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道、自然歩道を活用したネットワークの形成を促進します。 ③公共交通等 ●鉄道 ・鉄道駅周辺における都市機能の集積や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、鉄道の利用を促進します。 ・名鉄小牧線の全線複線化など輸送機能の強化、サービスの向上を図るため、関係機関への働きかけを行います。また、都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区では、新たな鉄道駅設置の可能性を引き続き検討します。 ●バス等 ・市民生活の利便性向上や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、交通事業者や住民などの地域の関係者と連携を図りながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」の策定を行い、市民や来訪者のニーズに配慮した鉄道やバス、タクシー等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。 ●駅前広場・駐車場等 ・公共交通機関や自転車の利用促進と利便性の向上を図るため、駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。 ・犬山駅では、駅西広場の整備やホテルの開業に伴う交流機能の向上や、駅東のからくり広場の利活用によって更なる賑わいの創出を図ります。 ・犬山遊園駅では、ホテルの開業による新たな賑わいの創出が見込まれるため、案内看板などわかりやすいサインを配置するとともに、木曾川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成を検討します。 ・犬山口駅、羽黒駅及び楽田駅では、駅前広場の利便性向上や利活用について引き続き検討を進めます。 ・犬山城下町地区では、駐車場への適切な案内・誘導により地区内への自動車の過度な進入の抑制を図ります。

見直し案
3 市街地整備等 1) 基本的な考え方 都市機能を集積・維持する鉄道駅を中心とした拠点形成や、日常生活の中心的な施設を有する拠点や各拠点とのネットワークの形成を図るため、それら周辺に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の維持・確保を基本としつつ、新たな住宅地や産業用地の立地状況に配慮した計画的な都市基盤整備を図ります。 また、都市の空洞化を抑制するため、都市的低未利用地や空き家などの既存ストックの利活用について、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。 2) 整備方針 ①拠点市街地 ・犬山駅（犬山口駅や犬山遊園駅の周辺を含む）、羽黒駅、楽田駅及び橋爪・五郎丸地区周辺の市の中心となる拠点においては、市内各地域からの交通アクセスの良さを活かし、商業・業務機能の集積や居住機能や医療・福祉、文化機能などの都市機能の維持・導入を促し、鉄道駅や主要な都市機能を有する施設までの交通手段の維持、確保、道路ネットワークの整備を推進します。また、拠点の活性化や良好な住宅供給に向けて、機動的かつ柔軟な市街地再整備を民間事業者の動向を踏まえながら検討します。 ②歴史的市街地（犬山城下町地区） ・犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、規制の合理化による空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めます。 ③住宅密集地 ・古くから形成されてきた市街地は、耐震基準が導入される以前からの古い建物が多く分布し、幅員4メートル未満の狭あい道路も多く存在することから、個々の建て替え等の機会をとらえた道路幅員の確保や周辺にある土地の集合化等による未接道地の解消など安全で住みやすい市街地の形成に向けた取り組みを進めます。 ④区画整理施行市街地・住宅団地 ・土地区画整理事業や住宅団地開発により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持し、地区計画等による地域づくりのルールを活用し、建築物の高さや用途制限の実施、敷地内緑化の促進等による良好な居住環境の維持・確保を促進します。
全体構想 66

現行計画
3 市街地整備等 1) 基本的な考え方 都市機能を集積・維持する鉄道駅を中心とした拠点形成や、日常生活の中心的な施設を有する拠点や各拠点とのネットワークの形成を図るため、それら周辺に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の維持・確保を基本としつつ、新たな住宅地や産業用地の立地状況に配慮した計画的な都市基盤整備を図ります。 また、都市の空洞化を抑制するため、都市的低未利用地や空き家などの既存ストックの利活用について、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。 2) 整備方針 ①拠点市街地 ・犬山駅（犬山口駅や犬山遊園駅の周辺を含む）、羽黒駅、楽田駅及び橋爪・五郎丸地区周辺の市の中心となる拠点においては、市内各地域からの交通アクセスの良さを活かし、商業・業務機能の集積や居住機能や医療・福祉、文化機能などの都市機能の維持・導入を促し、鉄道駅や主要な都市機能を有する施設までの交通手段の維持、確保、道路ネットワークの整備を推進するとともに、必要に応じて市街地再整備を検討します。 ②歴史的市街地（犬山城下町地区） ・犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めます。 ③住宅密集地 ・古くから形成されてきた市街地は、耐震基準が導入される以前からの古い建物が多く分布し、幅員4メートル未満の狭あい道路も多く存在することから、個々の建て替え等の機会をとらえた道路幅員の確保や周辺にある土地の集合化等による未接道地の解消など安全で住みやすい市街地の形成に向けた取り組みを進めます。 ④区画整理施行市街地・住宅団地 ・土地区画整理事業や住宅団地開発により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持し、地区計画等による地域づくりのルールを活用し、建築物の高さや用途制限の実施、敷地内緑化の促進等による良好な居住環境の維持・確保を促進します。 ⑤基盤未整備市街地 ・計画的な整備が行われておらず、都市基盤が不十分な市街地については、新たな住宅立地の誘導と居住環境の向上を図るため、生活道路の整備や幅員4メートル未満の狭あい道路の解消を順次進めます。 ・丸山地区や橋爪・五郎丸地区の地区計画区域では、計画的な土地利用を促進するため、路線ごとの道路整備を検討するとともに、個々の建て替えによるセットバック用地の取得を引き続き推進します。
全体構想 63

見直し案
4都市環境 1) 基本的な考え方 将来にわたり快適で豊かな都市環境を継承するため、行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して良好な都市及び自然環境を形成し、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。 また、豊かな森林や農地、河川などの水辺、史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑など自然資源の保全と活用を図るとともに、公園緑地など公共公益施設の維持・整備を適切に行い、これらの既存の資源に備わった防災や景観などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じたうるおいある都市環境の形成を進めます。 2) 整備方針 ①水と緑のネットワーク - 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑を背景に、地域の歴史文化などと調和した緑と、市街地の既存の歩行空間や川沿いの桜並木、緑道等の空間を活用するとともに、公園緑地や街路樹を適切に維持・整備することで、市全体の一体的な水と緑のネットワークを形成します。 ②水と緑の保全・活用 - 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるとともに、これらの自然を憩いや学び、遊びの場として活用し、交流の促進や環境意識の啓発・向上を図ります。 - 史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑や生産緑地等の身近な緑、市街化調整区域における農地や里山など多面的な機能を有した緑は、都市的土地利用との調整を図りながら、現状の維持・保全、活用に努めます。 ③都市公園 - 地区計画など市街地整備に合わせた適切な公園整備を図るとともに、地区公園や近隣公園など規模の大きな公園を中心に、多様化するニーズを踏まえつつ、民間活力の導入検討など公園施設の魅力を高める取り組みを進め、より一層市民に親しまれる憩いの場の形成を目指します。 - 既存の公園施設については、利用実態を適切に把握し、より利用者の視点に立った管理を行います。また、日常点検による現状把握に努め、老朽化に対する施設の修繕・更新及び費用の平準化を図る計画保全を進めます。 - 街区公園やちびっこ広場等の地域に密着した公園緑地は、地域住民の参画による維持・保全を行い、地域が主体となった都市環境の充実を図ります。 - 公園緑地が不足している市街地にあっては、子どもや子育て世代などが暮らしやすい環境の確保に向けて、地域のニーズを踏まえながら長期的な視点で公園緑地の設置を検討します。

現行計画
4都市環境 1) 基本的な考え方 将来にわたり快適で豊かな都市環境を継承するため、行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して良好な都市及び自然環境を形成し、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。 また、豊かな森林や農地、河川などの水辺、史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑など自然資源の保全と活用を図るとともに、公園緑地など公共公益施設の維持・整備を適切に行い、これらの既存の資源に備わった防災や景観などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じたうるおいある都市環境の形成を進めます。 2) 整備方針 ①水と緑のネットワーク - 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑を背景に、地域の歴史文化などと調和した緑と、市街地の既存の歩行空間や川沿いの桜並木、緑道等の空間を活用するとともに、公園緑地や街路樹を適切に維持・整備することで、市全体の一体的な水と緑のネットワークを形成します。 ②水と緑の保全・活用 - 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるとともに、これらの自然を憩いや学び、遊びの場として活用し、交流の促進や環境意識の啓発・向上を図ります。 - 史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑や生産緑地等の身近な緑、市街化調整区域における農地や里山など多面的な機能を有した緑は、都市的土地利用との調整を図りながら、現状の維持・保全、活用に努めます。 ③都市公園 - 地区計画など市街地整備に合わせた適切な公園整備を図るとともに、地区公園や近隣公園など規模の大きな公園を中心に、多様化するニーズを踏まえつつ、民間活力の導入検討など公園施設の魅力を高める取り組みを進め、より一層市民に親しまれる憩いの場の形成を目指します。 - 既存の公園施設については、利用実態を適切に把握し、より利用者の視点に立った管理を行います。また、日常点検による現状把握に努め、老朽化に対する施設の修繕・更新及び費用の平準化を図る計画保全を進めます。 - 街区公園やちびっこ広場等の地域に密着した公園緑地は、地域住民の参画による維持・保全を行い、地域が主体となった都市環境の充実を図ります。 - 公園緑地が不足している市街地にあっては、地域のニーズを踏まえながら必要に応じて公園緑地の配置を検討します。

見直し案
5 都市防災 1) 基本的な考え方 災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。 また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。 さらに、市街地での災害リスクの特性を踏まえ、本市の立地適正化計画（防災指針）に位置づけた、居住を誘導する市街地におけるリスク低減策についても重点的に取り組みます。 2) 整備方針 ①拠点の防災能力と連携の強化 - 市役所が立地する都市拠点（犬山駅周辺の中心市街地）を核として、各拠点での防災能力の向上を図りつつ、各拠点において代替性が保持できるような都市基盤整備を図ります。 - 災害時には、国道 41 号と主要地方道春日井各務原線、一宮犬山線が緊急時の輸送路となり、それらの多重性を確保し、災害支援のための道路ネットワークの構築を図ります。 ②居住環境における防災機能の向上 - 救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。 - 市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。 - 犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。 - 防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。 - 土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。 全体構想73

現行計画
5 都市防災 1) 基本的な考え方 災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。 また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。 2) 整備方針 ①拠点の防災能力と連携の強化 - 市役所が立地する都市拠点（犬山駅周辺の中心市街地）を核として、各拠点での防災能力の向上を図りつつ、各拠点において代替性が保持できるような都市基盤整備を図ります。 - 災害時には、国道 41 号と主要地方道春日井各務原線、一宮犬山線が緊急時の輸送路となり、それらの多重性を確保し、災害支援のための道路ネットワークの構築を図ります。 ②居住環境における防災機能の向上 - 救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。 - 市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。 - 犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。 - 防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。 - 土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。 ③都市の総合的な浸水対策 - 洪水の浸水リスクは、計画規模で想定されている浸水に対しては、河川管理者と連携して河川の改修整備を促進することで、浸水リスクの軽減、防止を図ります。 - 想定最大規模で想定されている浸水や河岸浸食・氾濫流による家屋倒壊等に対しては、早期の避難行動につながる情報の充実や警戒避難体制の強化等のソフト対策を中心に人的被害の軽減を図ります。 - 河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。 全体構想70

見直し案
③都市の総合的な浸水対策 ・洪水の浸水リスクは、計画規模で想定されている浸水に対しては、河川管理者と連携して河川の改修整備を促進することで、浸水リスクの軽減、防止を図ります。 ・想定最大規模で想定されている浸水や河岸浸食・氾濫流による家屋倒壊等に対しては、早期の避難行動につながる情報の充実や警戒避難体制の強化等のソフト対策を中心に人的被害の軽減を図ります。 ・河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。 ・洪水・雨水出水による浸水リスクに対しては、段階的な雨水排水施設の整備や雨水の流出抑制施策を推進します。 ・河川管理者だけでなく、氾濫域も含めた周辺自治体などと連携した、流域治水を推進します。 ④総合的な治山・治水対策の推進 ・水害防止のため、保水・遊水機能を有する森林やため池、農地等の維持管理を継続的に進め、その保全に努めます。 ・集落地等が近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、緩衝帯となる森林を適切に保全するとともに、土砂災害防止法に基づく指定区域における対策工事の事業化を県に働きかけつつ、それらの区域での宅地化を抑制します。 ⑤ライフラインの防災性の向上 ・上下水道などのライフラインの計画的な耐震化を進め、災害時において安定した機能の確保に努めます。 ⑥復興まちづくりの事前準備 ・地震や水害等による被災後、早期かつ計画的に復興まちづくりを進めるため、被災時の体制、手順の明確化など復興事前準備の取り組みを進めます。 ⑦地域主体の防災体制の強化 ・地域の民間事業者との災害連携や、町内単位にある小規模な公園・広場などについても一時避難場所として位置付けるとともに、地域に密着した消防防災の要となる消防団組織の活性化をはじめ、自治防災組織や地域コミュニティの防災活動を支援し、地域主体の自助・共助による防災体制の強化を図ります。 ⑧防犯対策 ・地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯カメラの設置や街路灯、公園等を適切に管理し、犯罪を未然に防ぐ対策を講じます。
全体構想 74

現行計画
5 都市防災 1) 基本的な考え方 災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。 また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。 2) 整備方針 ①拠点の防災能力と連携の強化 ・市役所が立地する都市拠点（犬山駅周辺の中心市街地）を核として、各拠点での防災能力の向上を図りつつ、各拠点において代替性が保持できるような都市基盤整備を図ります。 ・災害時には、国道 41 号と主要地方道春日井各務原線、一宮犬山線が緊急時の輸送路となり、それらの多重性を確保し、災害支援のための道路ネットワークの構築を図ります。 ②居住環境における防災機能の向上 ・救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。 ・市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。 ・犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。 ・防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。 ・土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。 ③都市の総合的な浸水対策 ・洪水の浸水リスクは、計画規模で想定されている浸水に対しては、河川管理者と連携して河川の改修整備を促進することで、浸水リスクの軽減、防止を図ります。 ・想定最大規模で想定されている浸水や河岸浸食・氾濫流による家屋倒壊等に対しては、早期の避難行動につながる情報の充実や警戒避難体制の強化等のソフト対策を中心に人的被害の軽減を図ります。 ・河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。
全体構想 70